

平成30年度

志木中学校PTA定期総会

(資 料)

日 時 平成30年4月26日(木) PM3:30～

会 場 志木中学校 4階 第二音楽室

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 校長あいさつ
4. 議長団選出
5. 議案審議
 - 第1号議案 平成29年度事業報告について
 - 第2号議案 平成29年度決算報告について
監査報告
 - 第3号議案 規約改正(案) について
 - 第4号議案 平成30年度事業計画(案) について
 - 第5号議案 平成30年度予算(案)について
 - 第6号議案 平成30年度役員選出について
 - 第7号議案 その他
6. 新役員代表あいさつ、新役員紹介
7. 教職員紹介
8. 閉会のことば

平成29年度事業報告

〈本部・全体〉

年	月	日	事 業 内 容	
H29.	4.	27	志木中P T A定期総会	
		5.	10	第1回役員会・理事会
		13	市P連総会・懇親会出席	
	6.	27	志木三小運動会出席	
		3	P T A歓送迎会	
		6	第2回役員会・理事会	
		8	市P連会長副会長会議	
		10	第1回校内環境整備	
		7.	8	志木地区バレーボール交流試合
	9.	12	市P連会長副会長会議	
		22・23	敷島神社夏祭りパトロール	
		2	市P連バレーボール大会応援・協力	
		5	第3回役員会・理事会	
		6	市P連会長副会長会議	
		16	体育祭協力	
		17	志木小運動会出席	
		22	南P広報紙コンクール審査会	
		10.	12	第4回役員会・理事会
		〃		第1回選考委員会
	11.	18	市P連全体研修会出席	
		8	市P連会長副会長会議	
		16	家庭教育学級「AEDを使用した救急一般研修」	
		22	南部地区学校家庭地域連携実践発表会出席	
29		南P小中P T A役員等研修会・広報紙コンクール表彰式		
12.	5	朝霞地区青少年育成地域の集い出席		
	6	市P連会長副会長会議		
H30.	1.	8	朝霞地区学校保健会出席	
		16	第5回役員会・理事会	
		19	新入生保護者説明会出席	
		25	学校保健委員会出席	
		2.	7	市P連会長副会長会議
	3.	26	いじめ非行防止ネットワーク会議出席	
		6	第6回役員会・理事会	
		〃		第2回選考委員会
	4.	7	市P連会長副会長会議	
		15	志木中第71回卒業式参列	
		22	志木小・志木三小卒業式参列	
		29	会計監査・学校給食費会計監査	
		10	志木中第72回入学式参列	
		10	志木小・志木三小入学式参列	

<選考委員会>

年 月 日	事 業 内 容
H29. 10. 12	第1回 次年度PTA会長及び監事選出について
H30. 3. 6	第2回 次年度PTA会長及び監事選出

<お手伝い制度>

年 月 日	事 業 内 容
H29. 4. 25	2年生アイマスク体験お手伝い参加 (4/25、5/2、5/9)
6. 10	校内環境整備参加
9. 5	校内環境整備参加
16	体育祭駐輪場整備参加
10. 18	市P連全体研修会参加
11. 16	家庭教育学級「AEDを使用した救急一般研修」参加
H30. 1. 25	学校保健委員会参加
3. 1	今年度あいさつ運動週間参加(3/1~16)
4. 10	次年度あいさつ運動週間参加(4/10~4/23)

<校外委員会>

年	月	日	事 業 内 容
H29.	5.	10	第1回理事会出席
		〃	第1回校外委員会
	6.	6	第2回理事会出席
		〃	第2回校外委員会
	7.	19	朝の交通安全指導
		22・23	夏祭りパトロール実施
	9.	2	市P連バレーボール大会応援・協力
		5	第3回理事会出席
	10.	〃	第3回校外委員会
		16	体育祭協力 駐輪場整理
21		朝の交通安全指導	
H30.	12.	12	第4回理事会出席
	12.	1	朝の交通安全指導
H30.	1.	16	第5回理事会出席
		〃	第4回校外委員会 (名札作成)
	3.	6	第6回理事会出席

<交通安全母の会>

年	月	日	事 業 内 容
H29.	6.	15	母の会理事会出席 (市役所)
		23	交通安全母の会総会 (パルシティ)
	7.	19	朝の交通安全指導 (ヤオコー交差点・志木小学校前交差点)
		9.	5
	11.	21	朝の交通安全指導
		26	街頭指導
		16	母の会理事会出席 (市役所)
	H30.	12.	1
8			交通安全啓発活動
H30.	3.	9	母の会理事会出席 (市役所)

< 学年委員会 >

年 月 日	事 業 内 容
H29. 4. 25	アイマスク体験お手伝い (他 5/2.9)
5. 10	第1回理事会出席・学年委員会
11	「第1回校内環境整備」お手伝い参加者宛手紙配布
〃	「あいさつ運動当番表」3年1～4組配布
6. 6	第2回理事会出席・学年委員会
7	「第2回校内環境整備」「市P連バレーボール大会応援」
〃	「体育祭駐輪場整備」お手伝い参加者宛手紙配布
〃	「リサイクル用制服寄付のお願い」PTA会員宛手紙配布
〃	「あいさつ運動当番表」2年1組～3組、3年5組配布
7. 12	1年生茶話会実施
13	2年生茶話会実施
14	3年生・かしわ学級茶話会実施
9. 5	第3回理事会出席・学年委員会
6	「市P連全体研修会」お手伝い参加者宛手紙配布
〃	「制服リサイクルのお知らせ」PTA会員宛手紙配布
〃	「あいさつ運動当番表」1年1・2組、2年4・5組配布
16	体育祭協力・制服リサイクル実施
10. 12	第4回理事会出席・学年委員会
13	「家庭教育学級」「学校保健委員会」お手伝い参加者宛手紙配布
〃	「あいさつ運動当番表」1年3～5組・かしわ学級配布
〃	「今年度あいさつ運動週間」お手伝い参加者宛手紙配布
11. 16	家庭教育学級開催
H30. 1. 16	第5回理事会出席
25	学校保健委員会出席
3. 6	第6回理事会出席・第5回学年委員会
7	「リサイクル用制服寄付のお願い」3年生PTA会員宛手紙配布
〃	「次年度あいさつ運動週間」お手伝い参加者宛手紙配布

< 卒業対策委員会 > 3年生

年 月 日	事 業 内 容
H29. 9. 5	第1回卒業対策委員会
10. 12	第2回卒業対策委員会
H30. 1. 16	手紙配布
31	集金
3. 7	会計報告・手紙配布
15	花束受け取り・卒業式

<広報部>

年	月	日	事 業 内 容
H29.	4.	27	役員顔合わせ 正・副部長・責任者決め
		〃	かしわ第1号打ち合わせ・作成 (他 5/18. 6/7. 7/20. 24. 29. 8/18. 22)
		〃	かしわ第2号打ち合わせ・作成 (他 5/15. 6/26. 8/3. 9/16. 21. 22)
	5.	10	第1回理事会出席
	6.	6	第2回理事会出席
		7	P T A広報担当者連絡会議出席
		10	第1回校内環境整備取材
	7.	4	かしわ3号打ち合わせ・作成 (他 9/21. 10/8. 26. 27. 11/16. 12/7. 11. 19. 21. 1/31. 2/2. 13)
		22	夏祭りパトロール取材
		24	P T A広報紙コンクール提出作業
	8.	29	かしわ第1号発行
	9.	2	市P連バレーボール大会取材
		5	第3回理事会出席
		16	体育祭・制服リサイクル取材
	10.	12	第4回理事会出席
		18	市P連全体研修会取材
		27	合唱祭取材
	11.	8	かしわ第2号発行
		16	家庭教育学級取材
H30.	1.	16	第5回理事会出席
	2.	2	太陽展取材
	3.	6	第6回理事会出席
		8	かしわ第3号発行

平成29年度志木中学校PTA歳入歳出決算書
(第2号議案資料)

(歳入の部)

△印は減を示す(単位:円)

項目	29年度予算	29年度決算	比較	附記
会費	1,250,000	1,170,800	△ 79,200	1世帯年額2,500円
助成金	56,000	56,000	0	志木市、市P連より
雑収入	0	6	6	規行利子(4/1※2, 10/1※4)
繰越金	487,643	487,643	0	
合計	1,793,643	1,714,449	△ 79,194	

(歳出の部)

項目	29年度予算	29年度決算	比較	附記
1. 庶務費				
(1) 需用費	50,000	22,930	△ 27,070	北〜用紙、ファイル 他
2. 会議費				
(1) 総会費	25,000	31,443	6,443	総会資料、監査費他
(2) 会合費	150,000	107,950	△ 42,050	P連参加費、反省会補助費他
3. 活動費				
(1) 本部活動費	40,000	26,000	△ 14,000	
(2) 広報部費	240,000	212,446	△ 27,554	広報誌「かしわ」発行
(3) 校外委員会費	50,000	25,878	△ 24,122	ハレ〜ホ〜ル部活動費 他
(4) 学年委員会費	60,000	33,537	△ 26,463	茶話会、家庭教育学級
(5) 全体活動費	280,000	225,042	△ 54,958	備品購入 他
4. 分担金				
(1) 各種分担金	25,000	25,000	0	市P連研修会
5. 庶用費				
(1) 庶用金	80,000	57,000	△ 23,000	弔慰金、記念品代
6. 積立金				
(1) 備品購入積立金	50,000	50,000	0	別口座へ振替
(2) 周年事業積立金	50,000	50,000	0	別口座へ振替
7. 埼玉県PTA団体連合会保険				
(1) PTA団体障害保険	70,000	51,344	△ 18,656	PTA連合会掛金
8. 県PTA会費				
(1) 県PTA会費	40,000	29,050	△ 10,950	
9. 学校協力費				
(1) 進路対策費	100,000	100,000	0	進路活動、通信費
(2) 環境整備費	200,000	200,000	0	点検整備費50,000 環境整備費150,000
10. 生徒活動支援金				
(1) 生徒活動支援金	100,000	100,000	0	
11. 予備費				
(1) 予備費	183,643	0	△ 183,643	
合計	1,793,643	1,347,620	△ 446,023	

(歳入) 1,714,449 - (歳出) 1,347,620 = 366,829

残高 366,829円は平成30年度へ繰り越します。

別口座振替分(平成9年度より積み立て)

☆	備品購入積立金	961,805 円
	利 息	8 円
	プリンター・インク購入	-27,140 円
	合 計	934,673 円
☆	周年事業積立金	726,456 円
	利 息	6 円
	合 計	726,462 円

上記のとおり報告いたします。

平成30年4月26日
志木市立志木中学校PTA
会 長 木下 武三
会 計 霜鳥 美穂
会 計 御船 嘉一

会計監査報告

平成30年3月29日、会計監査の結果、適正かつ正確であることを証します。

平成30年4月26日
志木市立志木中学校PTA
監 事 湯本 恭規
監 事 本多 誠

(第4号議案資料)

平成30年度事業計画（案）

《 全会員活動 》

- ・定期総会
- ・学校行事への協力と参加
- ・あいさつ運動
- ・お手伝い制度への登録と参加
- ・その他

《 本部・全体活動 》

- ・定期総会準備
- ・理事会、役員会、選考委員会等開催
- ・子どもの幸福と成長のための活動立案
- ・会員相互の親睦活動立案
- ・市P連行事への協力と参加
- ・その他

《 校外委員会活動 》

- ・校外の見回り活動
- ・交通安全に関する行事への協力と指導（交通安全母の会）
- ・市P連バレーボール大会への協力
- ・その他

《 学年委員会活動 》

- ・会員相互の交流を主体とした計画的な活動
- ・あいさつ運動とお手伝い制度まとめ
- ・学級茶話会実施
- ・制服リサイクル実施
- ・会員に向けた講習会等の企画、実行
- ・学年行事への協力
- ・卒業対策（3年生）
- ・その他

《 広報部活動 》

- ・広報紙の発行
PTAの活動や学校行事を正確に取材、
編集、報道し、理解と協力を呼びかける
- ・その他

平成30年度志木中学校PTA歳入歳出予算書(案)

(第4号議案資料)

(歳入の部)

△印は減を示す(単位:円)

項 目	29年度予算	30年度予算	比 較	附 記
会 費	1,250,000	1,053,000	△ 197,000	1世帯年額2,500円
助 成 金	56,000	56,000	0	志木市、市P連より
雑 収 入	0	0	0	銀行利子
繰 越 金	487,643	366,829	△ 120,814	
合 計	1,793,643	1,475,829	△ 317,814	

(歳出の部)

項 目	29年度予算	30年度予算	比 較	附 記
1.庶務費				
(1)需用費	50,000	40,000	△ 10,000	コピー用紙、ファイル 他
2.会議費				
(1)総会費	25,000	25,000	0	総会資料、監査費他
(2)会合費	150,000	120,000	△ 30,000	P連参加費、反省会補助費他
3.活動費				
(1)本部活動費	40,000	30,000	△ 10,000	
(2)広報部費	240,000	230,000	△ 10,000	広報誌「かしわ」発行
(3)校外委員会費	50,000	40,000	△ 10,000	ハレホール部活動費 他
(4)学年委員会費	60,000	50,000	△ 10,000	茶話会、家庭教育学級
(5)全体活動費	280,000	230,000	△ 50,000	備品購入 他
4.分担金				
(1)各種分担金	25,000	25,000	0	市P連研修会
5.庶弔費				
(1)庶弔金	80,000	60,000	△ 20,000	弔慰金、記念品代
6.積立金				
(1)備品購入積立金	50,000	30,000	△ 20,000	別口座へ振替
(2)周年事業積立金	50,000	30,000	△ 20,000	別口座へ振替
7.埼玉県PTA団体連合会保険				
(1)PTA団体傷害保険	70,000	70,000	0	PTA連合会掛金
8.県PTA会費				
(1)県PTA会費	40,000	40,000	0	
9.学校協力費				
(1)進路対策費	100,000	100,000	0	進路活動、通信費
(2)環境整備費	200,000	100,000	△ 100,000	式典装飾費、校内美化・緑化費
10.生徒活動支援金				
(1)生徒活動支援金	100,000	100,000	0	
11. 予備費				
(1)予備費	183,643	155,829	△ 27,814	
合 計	1,793,643	1,475,829	△ 317,814	

(各項目流用可)

上記の通り提案いたします。

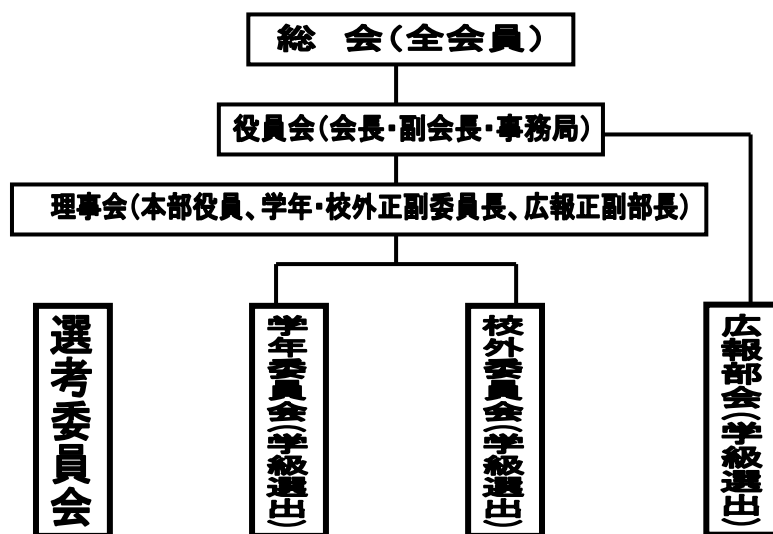
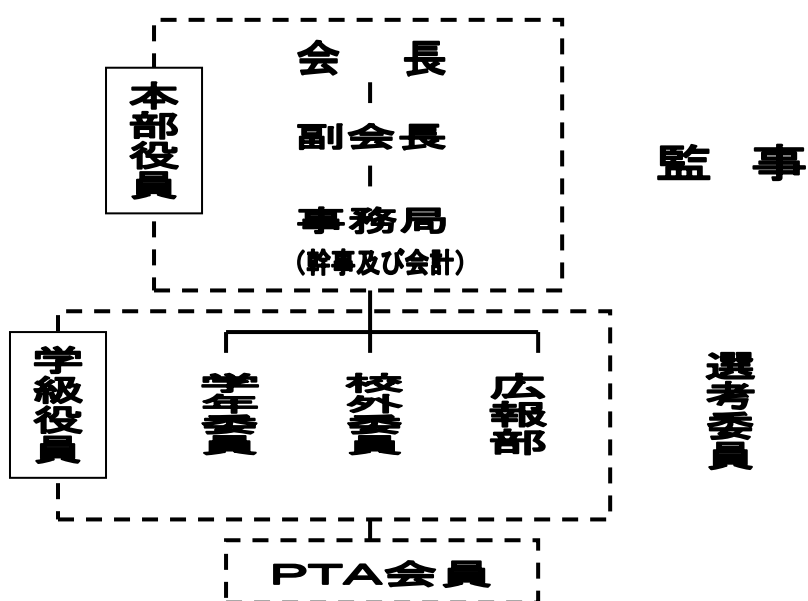
平成30年4月26日

志木市立志木中学校PTA 会長 木下 武三

(第6号議案資料)

志木市立志木中学校 P T A 組織図

会 長		幹 事		会 計	
副会長				監 事	



志木中学校 P T A 規約 (案)

(細則を含む)

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は、志木市立志木中学校 P T A と称し、事務局を志木市柏町 3 丁目 2 番 2 号志木中学校に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、生徒の教育の向上と健全な育成を推進するとともに、会員相互の教養を高め親和を深めることを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本会は、前条の目的を遂げるため、次の活動を行う。

- (1) 生徒の教育に関する相互研究活動
- (2) 生徒の健全育成に関する福祉と文化推進活動
- (3) 会員相互の研鑽と親和を深める活動
- (4) その他、目的達成に必要な活動

(資 格)

第 4 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 志木市立志木中学校に在籍する生徒の保護者、またこれに係わる者
- (2) 志木市立志木中学校に勤務する教職員

(方 針)

第 5 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従う。

- (1) 本会の会員は、すべて平等の義務と権利を有する。
- (2) 本会は、特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 本会、また本会役員の名で公私選挙の候補者を推薦しない。

第2章 会 計

(会 費)

第 6 条 会員は、年額 2, 5 0 0 円 (1 家庭あたり) の会費を納めるものとする。ただし、特別事情のある者は、会費を減免することができる。また、途中の転入・転出については、細則による。

(経費)

第 7 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって充てられる。

(会計年度)

第 8 条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 役員

(本部役員)

第 9 条 本会には、会の運営にあたり次の本部役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 2名

2 本部役員は、他の役職また監事を兼ねることはできない。

3 幹事及び会計は、事務局を構成し本会の事務処理を行う。

(選 出)

第10条 本部役員は、次により選出する。

(1) 会長は、選考委員会の推薦により総会において選任する。

(2) 副会長、幹事、会計は、会長が委嘱する。

(本部役員の任務)

第11条 本部役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を総理し本会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 幹事は、会長の指示に従って事務局を運営し、事務全般を掌理する。

(4) 会計は、予算に基づき本会の会計事務を処理し、定期総会において、監事の監査を経た決算を報告する。

(委員及び部員)

第12条 本会には、会の運営にあたり、次により委員及び部員を置くものとする。

(1) 委員及び部員は、各学級から互選により4名選出する。

(2) 各委員及び部員は、各学級の会員を代表する。

(理 事)

第13条 本会には、会の運営にあたり理事を置き、次により選任する。

(1) 各正副委員長及び正副部長は、理事を兼ねる。

(監 事)

第14条 本会には、会の会計を監査するため監事を2名置く。

2 監事は、選考委員会の推薦により総会において選任する。

3 監事は、会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

4 監事は、必要に応じ各種会議に出席し、意見を述べることができる。

(任 期)

第15条 各役員の任期は、翌年度の定期総会終了を以って任期満了とする。
ただし、再任は妨げない。

第4章 会 議

(種 類)

第16条 本会の会議は、総会、役員会、理事会、各委員会及び部会並びにその他の会議とする。※別図参照

2 学校長は、必要に応じ各種会議に出席し、意見を述べることができる。

(総会及び臨時総会)

第17条 定期総会は、毎年4月もしくは5月に開催する。なお、必要に応じ会長の招集により、臨時総会を開くことができる。

(総会の審議規定)

第18条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業報告および事業計画の承認

(2) 決算及び予算の承認

(3) 規約の改廃

(4) 人事案件の承認

(5) その他の重要事項

(議 決)

第19条 総会の議決及び承認は、出席者の過半数によるものとする。

(顧 問)

第20条 特に功労のあった者を役員会の推薦により、総会において顧問に選任する。顧問は、会長の諮問に応じ各種会議に出席し、意見を述べるができる。

(役員会)

第21条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計によって構成する。

(役員会の任務)

第22条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案を立案・調整する。
- (2) 理事会に提出する議案を立案・調整する。
- (3) その他、必要な案件を審議する。

(理事会)

第23条 理事会は、本会の本部役員及び理事によって構成し、必要により会長が召集する。

2 理事会は原則公開とし、会員は、随時見学（傍聴）することができる。

(理事会の任務)

第24条 理事会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的達成に必要な計画を立てる。
- (2) 各委員会及び部会の事業計画等を審議し調整する。
- (3) 総会に提出する関係書類を作成する。
- (4) 必要な場合は、特別委員会を設置する。
- (5) その他、重要な案件を審議する。

(委員会及び部会)

第25条 学年委員会、校外委員会、広報部会は、各委員及び部員によって構成する。

2 各委員会及び部会は、各委員及び部員の互選により各正副委員長及び正副部長を選任する。

(委員会及び部会の任務)

第26条 学年委員会、校外委員会、広報部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学年委員会は、学年・学級PTAを運営し、各学年・学級の意見等を掌握し理事会の場において提言する。また、お手伝い制度等を通して、会員の本会事業への参加を調整する。
- (2) 校外委員会は、校外における生徒の生活環境を良好に保全すると共に助言に努める。また、お手伝い制度等を通して、会員の本会事業への参加を調整すると共に志木市交通安全母の会の事業を行う。
- (3) 広報部会は、本会の情報や活動その他学校行事等取材し、広報紙等の発行により速やかに会員等に知らせる。

(選考委員会)

第27条 本会には、次により選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、会長及び監事の候補者を選考し推薦する。
- (2) 本委員会の運用は、細則に定める。

第5章 規約の改廃及び細則等

(規約の改廃)

第28条 本規約の改廃は役員会で発議し、総会において出席者の過半数の賛成を要する。また、改正案は、総会3日前までに会員に配布する。

(細則)

第29条 本会の運営にあたり、細則を別に定める。また、細則はこの会の規約に反しない限りにおいて役員会で立案し、理事会の承認を持って定める。

第6章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱い規定)

第30条 本会の運営にあたり個人情報の取扱いにおいて、個人情報取扱細則を別に定める。

附 則

平成7年5月6日	一部改正、同日施行
平成8年5月2日	一部改正、同日施行
平成9年3月4日	一部改正、同日施行
平成16年4月28日	一部改正、同日施行
平成18年4月27日	一部改正、同日施行
平成19年4月26日	一部改正、同日施行
平成20年4月23日	一部改正、同日施行
<u>平成30年4月26日</u>	<u>一部改正、同日施行</u>

P T A 規 約 細 則

1 選考委員会規程

- (1) 選考委員会は、次によって構成する。
 - ア 各学年委員の互選により若干名選出する。
 - イ 本部役員の互選により若干名選出する。
 - ウ 教職員の互選により若干名選出する。
- (2) 選考委員会の正副委員長は、選考委員の互選による。
- (3) 選考委員長は、次期総会までに選考委員会を開き、会長及び監事候補者を選出する。
- (4) 選考委員長は、選考委員会を代表して総会において選考経過を報告し承認を得る。

2 慶弔規程

本会会員の慶弔（見舞い・報償を含む）については、次によるものとする。

- (1) 結婚祝金 教職員が結婚した場合 5,000円
- (2) 弔慰金
 - ① 会員（夫婦）、生徒の場合 5,000円＋生花
 - ② 教職員、本部役員及び理事の一親等（同居家族）
5,000円
- (3) 災害見舞 会員が災害等により、家族、家財等に損害を受けた場合は、見舞金として5,000円程度とする。ただし、広域災害の場合は、役員会で協議し決定する。
- (4) 記念品代 教職員が転任、退職した場合
 - ① 在職期間 1～3年未満 3,000円
 - ② " 3年以上 5,000円
- (5) その他 その他、特別な場合には、会長・副会長が協議のうえ決定する。

3 旅費規程

本会のPTA活動及び関係事業のため市外に出張した場合は、次により旅費を支給する。

- (1) 出張で、バス、電車等交通機関を利用したときは、その実費を支給する。
- (2) 自家用車を利用した場合は、バス、電車等交通機関を利用したものとして、その金額を支給する。
※出張は、公文書によるか会長から指示のある場合とする。

4 会費規程

途中で転入・転出したときは、1学期あたり800円とし、応分の会費を
集金及び返金する。

5 個人情報取扱細則

(目的)

第1条 本細則は、志木市立志木中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて本会規約第29条に基づき定めるものである。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、理事会構成員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された、氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事とする。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 委員選出及び役員候補者選出、その他PTA活動実施のため

(利用目的による制限)

第8条 本会は、本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

(廃棄)

第10条 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行

することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報第三者(前条各号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(前条各号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者である会長に報告する。

(研修)

第17条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 本会の志木中学校PTA個人情報取扱細則は、理事会において改正する。

附則

平成30年4月26日より施行する。

埼玉県PTA連合会 保険制度について

PTA団体傷害保険

PTA主催または共催する行事(注1)参加中、または当該行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、補償の対象となる方(注2)が被った傷害を補償するもの。

注1：PTAが主催する行事

PTAが日本国内で企画・立案する行事で、PTA会則に基づく手続きを経て決定されたもの

注2：補償の対象となる方

1. PTA会員及びその学校に通学する生徒（ただし日本スポーツ振興センター法給付対象傷害は除く）
2. PTA会員の同居の親族
3. PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

PTA賠償責任保険

保険期間中に発生した、PTA管理下（注1）における以下の賠償責任を填補するもの。（賠償金等の支払いに際しては、あらかじめ保険会社の承認が必要となる。）

① PTA活動に伴う賠償責任

PTAがPTA活動の遂行に起因して、PTA活動参加者や第三者に損害を与えて、法律上の賠償責任を負担した場合の保険金。

②保管物に係わる賠償責任

PTAが第三者から借用したスポーツ用具などの財物（保管物という）を損壊・紛失し又は盗取されたことにより、法律上の賠償責任を負った場合の保険金。

注1：「PTA管理下」とは、PTAの指揮 監督及び指導下において、「PTA活動」を行っている場合をいう。ただし、PTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれない。

志木市立志木中学校 P T A 事務局

〒353-0007 志木市柏町 3-2-2

志 木 市 立 志 木 中 学 校 内

0 4 8 - 4 7 1 - 0 1 4 3